

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）実施方針（案）に関する質問への回答

No.	項	項目	質問内容	回答内容	回答日
7	実施方針（案）P3 第1章 第1節 6 履行場所	緊急を要する場合の対応	「原則1時間以内に現場へ到着」すればよいのか、「要望受付から原則1時間以内に現場へ到着し、現場状況の確認及び迅速な対応が可能な体制等を整備する」まで行う必要があるのでしょうか。	要望受付から原則1時間以内に現場へ到着し、速やかに現場の状況把握を行った上で、その後の必要な措置（応急処置の実施、本格的な補修の要否判断、追加機材の手配等）を決定できる体制を求めています。 なお、1時間以内にすべての補修等を完了させることを求めるものではなく、まずは現場へ急行し、現地の状況に基づいた適切な対応策を迅速に判断・決定できる「初動対応能力」を確保していただくことを想定しております。	7月16日
8	実施方針（案）P4 第1章 第1節 7 業務内容	1件当たりの費用が400万円以下の定義	「1件当たりの費用が400万円以下」とありますが、1件の単位は、受付案件単位・現場単位・原因単位のいずれでしょうか。また、関連する複数作業を合算して判断するのかご教示ください。	「1件」とは、同一原因に起因し、同一箇所又は一連の対応として実施する業務（工事）単位を想定しております。関連する作業については、実態を踏まえて一体の業務として整理し、費用を算定するものを想定しています。	7月16日
9	実施方針（案）P4 第1章 第1節 7 業務内容	「緊急性」の判断主体と基準	400万円以下の即時対応業務について「緊急性を有し」と記載されていますが、緊急性の有無の判断は事業者が行うものと理解してよいでしょうか。また、「緊急性が認められない場合」に事前協議が必要とされていますが、緊急性の判断基準や代表例（例：道路陥没、溢水等の具体的な事象）を要求水準書に明示していただけますか。	緊急対応については、本委託の特性である性能発注に基づき、専門性を有する事業者が現場の状況を的確に判断し、迅速に対応することを基本としております。 その判断基準が恣意的にならないよう、事業者が作成する「緊急時対応計画」に具体的な判断基準を明記し、あらかじめ本市と合意を図るスキームといたします。緊急性の基準としては、人命に関わる事象、施設機能の停止又は著しい低下が見込まれる事象、これらに準ずる事象が発生若しくは発生する恐れがあり直ちに対応を要する状況を想定しております。 実際の現場における緊急性の判断は、あらかじめ合意した計画及び判断基準に基づき、事業者自身の責任において行ってください。なお、対応着手後、速やかに現場状況及び対応内容を本市へ報告し、情報の共有を図る運用となります。 本件については、個別の現場状況に基づき適切に判断を行うため、上記で示した考え方を運用の基本方針とし、要求水準書への追加明示は行いません。	7月16日
10	実施方針（案）P4 第1章 第1節 7 業務内容	三者見積の取得方法	400万円超又は緊急性が認められない場合は「原則として三者以上から見積書を徴収」とありますが、特殊工法等で三者確保が困難な場合の例外運用をご教示ください。	特許権、著作権、又は当該事業者のみが有する独自の技術的知見等により、選定先が実質的に限定される場合については、その旨を明記した理由書等を提出していただき、本市がその正当性を確認した上で、三者未満の見積対応を認めます。	7月16日
11	実施方針（案）P5 第1章 第1節 10 業務実施体制	住民等対応	「住民等対応（一次対応）業務の一環として、本件施設に関する問合せ専用の電話を常設し、24時間365日受付可能な体制を確保するものとする」とありますが、住民等から本事業範囲外（雨水管を対象とするもの等）の問合せや、本事業範囲内かどうか判断が難しい問合せがあった場合、事業者として対応に苦慮します。 その場合、熊本市様に対応を委ねる形でよろしいでしょうか。本来は、住民等からの問合せは熊本市様に受けていただき、本事業範囲内の内容であることを確認の上で、事業者に対応を依頼されるのが、望ましい姿と考えます。	本業務における住民等からの問い合わせについては、要求水準書に定める業務範囲に基づき、事業者が一次窓口として適切に整理・対応を行うことを基本とします。 範囲の判断が困難な事案については、事業者が現況を速やかに把握・整理し、本業務対象であると判断する根拠又は対象外であるとする理由を添えて、本市へ報告・相談する運用とします。本市側への問い合わせが過度にならないよう、事業者は日々の相談事例を蓄積・分類し、一次対応に係る対応プロセスを随時アップデートする仕組みを提案してください。 明確な業務範囲外と判断される事案については、本市が適切に対応を行います。本市への転送が必要な事案については、単なる丸投げではなく、住民への適切な誘導案内を含めた対応プロセスの構築を求めています。	7月16日

12	実施方針（案）P5、P7 第1章 第1節 10 業務実施体制 第1章 第2節 3 支払方法（1）	統括的管理業務の委託費の配分方法	「統括的管理業務に係る委託費は、本件各業務に合理的に配分される」と記載されていますが、「合理的」な配分の具体的な方法・基準はどのように定められますか。また、配分方法は入札時に事業者が提案するものですか、それとも本市が定めるものですか。	統括的管理業務に係る費用については、各個別の契約業務に均等に配分することを想定しています。本市が想定する費用配分の考え方（設計基準）については、公告資料において開示する予定です。 なお、具体的な費用内訳については、入札時に事業者から提出される内訳書によって提案していただきます。基本契約締結後の協議を踏まえ、実際の業務体制に即した単価合意書を締結することで確定するものとなります。	7月16日
13	実施方針（案）P7 第1章 第2節 3 支払方法（2）（3）	年度予算上限超過時の取扱い	「各年度における支払額は、当該年度の予算額を上限とする」とありますが、出来高が予算額を超過した場合、翌年度繰越払いとなるのか、契約変更対象となるのかご教示ください。	受託者にて実施数量・実施額を適宜管理し毎月本市に報告していただくこととなります。その中で、実施額が予算額を上回る見込みがある場合は、予算上限に達する前かつ補正予算による対応が可能な時期に、本市と協議を行っていただきます。 必要と認められる場合は補正予算も含めた当該年度の予算額を上限とすることで考えており、実施額が予算額を超過する事態が発生しないよう調整していくことを想定しています。	7月16日
14	実施方針（案） 第2章 第1節 4 総合評価の方法（案）（4）	総合評価における価格評価点の配分	評価値は「価格評価点（100点満点）＋技術評価点（100点満点）＝200点満点」とされていますが、価格と技術の評価ウェイトが同等（各50%）となっています。技術提案型の包括的管理業務において価格ウェイトが50%と高い設定とした理由をお示しください。	本委託は、長期間にわたる安定的な事業履行が前提となることから、質の高い業務遂行能力（技術力）と、持続可能な財政運営（価格）の双方が不可欠です。 技術的要件によって一定の業務水準を担保した上で、同等のウェイトで価格競争を促すことは、長期間にわたる市の財政負担の最適化を図るために重要であると判断しております。したがって、技術と価格の双方を同等に重視するこの配分が、公共サービスの質の維持と効率性を両立させる最適解であると考えております。 なお、この配点比率は、外部有識者を含む総合評価審査会における専門的見地からの審議を経て決定したものであるため、本方針にて実施いたします。	7月16日
15	実施方針（案） 第2章 第5節 1 応募者の構成（p.14）	協力企業の位置付け	構成員以外の協力企業の関心表明書提出の記載がありますが、協力企業の変更可否について、ご教示ください。	関心表明書については、業務提供に向けた協議に応じる意向を示す非拘束的な書面を想定しています。そのため、関心表明書を提出した協力企業については、提案提出後に変更することも可能です。 ただし、技術提案の評価において重要な役割を担うと判断される協力企業（地元企業等）を変更する場合や、提案時の技術水準に影響を及ぼす変更を行う場合には、同等以上の能力を有する代替企業の提案又は説明を行い、本市の事前承認を得るものとします。	7月16日
16	実施方針（案）P16 第2章 第5節 2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件（11）	競争入札に参加しようとする他の者との関係	「本件競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと」とありますが、アからウに該当する2者が、それぞれ別のコンソーシアムに参画していた場合、入札前に互いにその事実を把握することは困難と推察します。本要件については、見直しをお願いできますでしょうか。	当該要件は競争性及び入札の公正性を確保する観点から設定しているものであり、現時点で見直しは予定しておりません。 当該要件の確認に係る難易度につきましては承知しておりますが、コンソーシアムを構成する各企業においては、他の参加者との関係性について、自らの責任において適切に把握・確認を行い、要件を満たしていることを担保した上で参加いただく必要があります。 なお、本市においても、提出書類等に基づき必要な確認を行うこととしておりますが、入札参加者におかれては、当該関係に該当しないことを十分確認の上、入札への参加をお願いいたします。	7月16日

17	実施方針（案）P18 第2章 第5節 4 維持修繕企業の入札参加資格（2）（5）	維持修繕企業の建設業許可	「土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者」「土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者」とありますが、維持修繕企業が建設業法上の土木工事を行うことは無いのではないのでしょうか。一律に当項目を満たすことを要求するのは合理的でないと思いますので、見直しをお願いできますでしょうか。	本業務の入札参加資格要件につきましては、維持修繕企業共同企業体を構成し、構成員全体で要件を満たす仕組みとしております。 そのため、ご指摘の建設業許可（土木一式）や技術者資格につきましては、構成員のいずれかが保有していれば足りるものであり、個々の企業単独で全ての要件を充足することを求めるものでは御座いません。 これらの要件は、共同企業体として、日常的な維持業務から緊急時の小規模修繕、圧送管維持補修といった土木工事業務に類する対応まで、安全かつ確実に業務を遂行できる体制を担保するために設定しております。したがって、要件の見直しは行いません。	7月16日
18	実施方針（案）P20 第2章 第5節 8 建設企業の入札参加資格（4）	主任技術者又は監理技術者の資格要件	「計画的更新工事業務に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれか（下水道管路更生管理技士・下水道管路管理専門技士・下水道管きょ更生施工管理技士）の資格を有する者」とありますが、建設業法に定める資格は必須ではないのでしょうか。	該当箇所では「建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれか」としておりますので、建設業法に定める資格は必須となります。	7月16日
19	実施方針（案）P24 第4章 第2節 実施状況のモニタリング	第三者モニタリングの位置付け	第三者モニタリングの実施主体、頻度、費用負担、評価結果の契約上の反映方法をご教示ください。	第三者モニタリングについては、中立的かつ客観的な立場から事業の実施状況を確認することを目的として導入いたします。実施主体につきましては、本市が中立的な立場から選定する、別途業務の受託者が担うこととなります。 なお、実施頻度、費用負担及び評価結果の反映方法につきましては、本業務とは別の独立した契約として発注を行うため、当該業務の仕様策定過程において、運用ルールを決定いたします。	7月16日
20	要求水準書（案） p.3	3条・4条予算の対象工種について	調査設計業務においては、目的（工種）により3条・4条予算が分かれると思います。3条・4条予算の決定は、事業者で行うのでしょうか。	計画的調査設計業務は4条予算のみとなります。	7月16日
21	要求水準書（案） P89	管路台帳システムの貸与と更新について	下水道台帳資料は紙・Shapefileで提供となっており、下水道台帳システムの貸与はしない方針かと思います。 この場合、下水道台帳システムの更新作業は、どのように実施すればよろしいでしょうか。包括業務では、貴市が指定するデータ形式（Shapefile形式）による提出までで、下水道台帳システムの更新作業までは含まないとの認識でよろしいでしょうか。	本業務では、下水道台帳の更新作業を含んでおりません。 （No.3 回答内容参照）	7月16日
22	要求水準書（案） P78	詳細設計業務における測量・試掘・地質調査業務について	詳細設計業務においては、測量・用地境界確認・試掘・地質調査業務が必要不可欠と考えますが、これらの調査費は出来高清算でしょうか。	一定数量の計上を想定しており、実施数量により精算します。なお、試掘は計画的更新工事業務等にて計上し、地質調査は過年度の成果物を使用することを想定しております。	7月16日
23	要求水準書（案） P78	詳細設計業務における他企業管の移設について	布設替えの詳細設計業務では、他企業管の移設が発生する場合があります。他企業管(水道管等)の移設設計は、包括業務の範囲内でしょうか。	他企業管の移設設計は、通常、他企業（管理者）にて実施します。	7月16日
24	要求水準書（案） P36	特別調査単価について	特別調査単価の徴収については、熊本県の積算ルールに準じて実施するのでしょうか。その場合、特別調査単価の徴収に伴う費用は、出来高清算となるのでしょうか。	特別調査単価の徴収は、本市で実施するものであり、事業者負担ではありません。	7月16日
25	要求水準書（案） P58-59	既存ストックマネジメント計画について	業務開始当初の点検・調査・改築は、本市の既存ストックマネジメント計画に基づき実施するかと思います。ストックマネジメント計画は、事業期間中で「いつ」、「何回」の見直し予定と考えていますでしょうか。	ストックマネジメント計画については、現ストックマネジメント計画の中間見直し及び次期ストックマネジメント計画の策定を行うことを想定しております。 なお、各年度の点検・調査結果等により緊急度の高い路線等が発見され、改築順序の入れ替え等を適宜行う必要が生じた場合は、統括マネジメント業務の一環として、施工年次計画等のローリングを行っていくことを想定しております。	7月16日
26	要求水準書（案） P61-62	コスト縮減とプロフィットシェアについて	展開図化、簡易カメラ等のスクリーニング技術を提案しコスト縮減効果がある場合、プロフィットシェアの対象となりますでしょうか。	プロフィットシェアの対象となるかについては、要求水準書（案）1、8に定める条件を満たした場合に対象となります。なお、詳細については個別案件ごとに提案内容を確認し、対象となるか判断します。	7月16日
27	要求水準書（案） P68	更生工事における流下能力検証について	更生工事（設計）では、更生管の流下能力検証を一般的に実施しますが、委託対象全管路の流量計算書は借用可能でしょうか。	業務対象施設の流下能力検証に係る流量計算書等の既存資料については、貸与可能です。	7月16日

28	要求水準書（案） P.78	計画的更新工事業務について	計画的更新工事業務においては、仮排水が必要な場合があると思いますが、当該費用は全体費用に含まれているのでしょうか。それとも、別途清算となるのでしょうか。	仮排水に要する費用については、当初設計（単価表）に含む想定としております。	7月16日
29	要求水準書（案） P.35・150	リスク分担について	既設管路施設の陥没事故は、リスク分担表に記載がないため不可抗力等の事象に該当するものとし、事業者の分担範囲ではないと考えてよろしいでしょうか。	道路陥没事故に係るリスク分担については、要求水準書（案）3.6リスク分担、別紙10及び契約条件に基づき、事故原因、事業者の責任の有無、点検・調査の実施状況その他の個別事情を踏まえて判断するため、一律に不可抗力等に該当するものとして事業者の分担範囲外となるものではありません。 なお、道路陥没の原因が下水道管路施設に起因する場合には、事業者において必要な措置を実施することを想定しています。 また、事前に全体業務計画書のリスク管理計画に定める内容等も踏まえ、詳細にリスク分担に係るすり合わせを行うことも想定しております。	7月16日
30	実施方針（案）、要求水準書（案） 記載なし	施工監理業務について	当初工事費積算、清算工事費積算、材料検収等の施工監理業務は、包括業務の範囲でしょうか。	当初工事費積算及び精算工事費積算については、あらかじめ契約時に設定する合意単価に基づき、本委託の実施に必要な範囲において事業者に実施していただくことを想定しています。 なお、材料検収等の施工監理業務については、通常の個別発注と同様に本市及び事業者により分担し実施することを基本としています。	7月16日